

# 明るい警察を実現する全国ネットワークNEWS

第 10 号 ~ 2008 年 11 月 ~

## 仙波さん勝訴の判決が確定

愛媛県警の現職警察官・仙波敏郎さんは、裏金内部告発に対する県警の妨害行為や不当処分等について国家賠償請求訴訟を起こしていましたが、去る10月9日、県警が上告しないことを公表したことで、仙波さんの勝訴判決が確定しました。

現職警察官が大弁護士を組んで挑んで警察組織と闘うという事案はこれまでほとんどなかったのではないのでしょうか。しかも、判決主文は、一審も高裁も、仙波さんの請求を全額認める大勝利です。これも画期的なことです。

弁護団の今川正章弁護士にこの裁判を振り返ってもらいます。精神的に窮地にあった仙波さんを全面的に支え続けてきた東玲治さんにも原稿をお願いしていましたが、高裁判決後に急逝されましたので、ホームページに公表した判決講評を転載させていただきますことにしました。



### 愛媛県警不当配転国賠事件

- 県警上告断念 -

弁護士 今川 正章

本件は、現職警察官である仙波敏郎巡查部長が、愛媛県警の裏金作りの実態を实名で告発した直後、拳銃取り上げや配置転換されたことは違法であるとして、愛媛県を相手に損害賠償を求めた訴訟です。この度、高松高裁が被告愛媛県の控訴を棄却し、被告が上告を断念したため、慰謝料100万円の請求額満額の支払を命じた一審松山地裁の勝訴判決が確定しました。

この訴訟では、全国から温かいご支援をいただき、総勢80名の大弁護士が結成されました。ご支援いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

以下、事件の概略を報告いたします。

### 1 現職警察官仙波敏郎

仙波さんは、昭和42年に愛媛県巡查として任用され、昭和48年に巡查部長昇任、同期の中では一番早く巡查部長に昇任しましたが、以後それ以上昇任することはありませんでした。彼は裏金づくり（領収書偽造）に協力しなかったからです。駐在所、交番、鉄道警察隊、現場一筋のお巡りさんです。

彼の人物像がよく分かる象徴的なエピソードがあります。警部補昇任試験に関して、昭和55年ころ次長（副署長）と交わした会話です。

次長「君は受けても通らんよ。」

仙波「どうしてですか。」

次長「君は領収書書いてないだろ。」

仙波「私はマル特（特別対象者）ですか。」

次長「そういうことだ。」

仙波「それでは、試験は今後も通らんですね。」

次長「いやいや、君が領収書さえ書けば来年の昇任試験に間に合うよ。」

仙波「犯罪者が通って、犯罪を起こさない者が通らないということは間違ってるでしょ。」

次長「君がトップになって変えれば良いじゃないか。」

仙波「犯罪を犯さないでトップになれないなら、定年まで今の巡查部長のままで良いです。」



これ以降仙波さんは昇任試験を受けるのをやめました。警察という階級組織の中で、仙波さんは下から二番目の巡查部長という階級ですが、彼はこのことに誇りを持っています。これこそが不正をしていない証だと。

### 2 告発の経緯

北海道警、静岡県警、福岡県警の捜査費不正支出が次々明るみになっていた平成16年、愛媛県でも、元警察職員（会計課長）が匿名で地元テレビに出演し、偽造領収書を使用した裏金作りの実態と捜査費の不正支出を暴露しました。

愛媛県警は、急遽、調査班を編成し内部調査を行いました。調査結果はおよそ調査という名に値しないおざなりなもので、到底県民の納得を得られるものではありませんでした。

そこで、特別監査が開始されましたが、県警は捜査上の秘密保持や捜査協力者の保護を理由に会計資料の全面開示を拒否し、捜査員への聞き取り調査に対しても非協力的な対応を繰り返して、事案の真相解明は期待できない状況に陥っていました。

このような事態の推移を見ていた仙波さんは、今この機会に実態を告発して膿を出し切らないと、警察の再生を図る機会が永遠に失われてしまうと考え、告発することを決意しました。

平成17年1月20日、仙波さんは、数々の警察側の妨害工作を振り切り、愛媛弁護士会館において弁護士5名とともに記者会見を行い、警察の裏金づくりの実態を赤裸々に告発しました。



### 3 報復

記者会見を終えた直後、仙波さんは拳銃を取り上げられ、4日後、通信指令室（本部内勤）への異動を命じられました。拳銃取り上げの理由は、自傷他害の恐れが払拭できないこと、通信指令室への異動理由は、業務量の増大と適材適所、効率化を考えたとのことでしたが、いずれも必然性がなく、誰の目にも見せしめの報復措置と写りました。

### 4 人事委員会への不服申立と裁決

仙波さんは平成17年2月23日に不服申立を行い、人事委員会は平成18年6月6日、配転処分取消の裁決を下しました。

当初、弁護団内では人事委員会はどうせ行政寄りの判断をするだろうから、訴訟に絞った方がよいという意見もあり、あまり期待をしていませんでしたが、人事委員会は「本件処分は健全な社会通念に照らし妥当性を欠くものと言わざるを得ない。」と適正な判断を下しました。振り返ってみれば、この人事委員会の裁決が後に続く国賠訴訟の勝訴判決の礎となっていました。



### 5 国賠訴訟第一審松山地裁判決

仙波さんは平成17年2月10日に提訴し、松山地裁は平成19年9月11日原告全面勝訴の判決を下しました。事実認定に関しては、唯

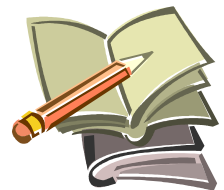
一拳銃取り上げ行為の違法性のみ否定しましたが、記者会見妨害行為の違法性、配転の違法性、勤勉手当減額の違法性を認め、それぞれの行為について本部長の関与も認めました。警察の裏金問題についても、「本件内部告発内容の真実性を安易に否定することはできない。」と判示して、警察の裏金の存在を間接的に認めました。

原田宏二さん（元北海道警釧路方面本部長）と原田さんの部下であった齋藤邦雄さん（元北海道警弟子屈署次長）が証人として採用され、警察の裏金の存在について具体的に証言していただいたこと、仙波さんの直属の上司である木下課長や県警本部長栗野友介氏の証言に比べ、原告仙波さんの本人尋問は事実の詳細さ、迫真性において両者を圧倒していたこと、これらが裁判所の心証形成に大きく影響し、原告全面勝訴の判決につながったのだと思います。

被告愛媛県は判決を不服として控訴しましたが、県民から県費の浪費と批判が沸き起こりました。

### 6 控訴審高松高裁判決

平成20年9月30日控訴棄却判決。高裁は新たな証拠調べを一切行いませんでしたが、記者会見妨害行為の違法性や本部長の関与を否定し、一審判決より後退した事実認定をしました。しかし、配転処分の違法性はさすがに否定せず、原告仙波さんの勝訴判決は維持されました。一審判決との差は、高裁が証人の生の証言を聞かずに調書の記載だけから心証をとった、いわゆる「調書裁判」であったため被告側証人の嘘を見抜けず、仙波さんの供述と同じ重さに扱ってしまった点にあると思われれます。



### 7 被告側上告を断念

10月9日、県警は上告理由がないことを表明し、愛媛県は上告を断念しました。

しかし、この事件は本来一審で終了していただければならない事件でありました。本件処分は、誰の目にも報復措置と写っていたのであり、人事委員会が指摘したように、「健全な社会通念に照らし妥当性を欠く」ことは明かでありました。それなのに県は無駄な上訴を行い、弁護士費用だけでも300万円を超える費用を公金から支出したのです。

判決確定後、県警は監察室の職員に命じて100万円を直接仙波さんに手渡そうとしましたが、仙波さんは、「お金よりも謝罪が重要である。

本部長から謝罪の言葉をもらいたい。」と言って受け取りを拒否しました。そのため100万円は現在、法務局に供託されています。

## 8 支える会の東玲治さん

仙波さんは現職警察官としてたった一人で警察組織を相手に裏金根絶の闘いを挑みましたが、そんな彼を高校の同級生が「仙波敏郎さんを支える会」を組織して支援しました。会長の東玲治さん（元新聞記者、フリージャーナリスト）は、この3年間仙波さんと行動を共にし、物心両面で仙波さんを支えました。仙波さんと東さんの二人三脚の闘いは、「ドキュメント仙波敏郎 - 告発警官1000日の記録」（東玲治著、創風社出版）にまとめられています。



その東玲治さんが、県警の上告断念を見届けた直後、心臓発作のため急逝しました。仙波さんの心痛は計りしれません。私たち弁護士も悲嘆にくれましたが、東さんの遺志を継いで警察の裏金根絶、警察刷新のための闘いを継続していく決意を新たにしています。

---

### 仙波国賠訴訟 県の控訴を棄却 「配転」は違法とするも内容は大きく後退

---

仙波さんを支える会 東 玲治

警察裏金問題について記者会見して告発した直後、配転処分を受けた鉄道警察隊・巡査部長の仙波敏郎が件に対し国家賠償法に基づき慰謝料100万円の支払いを求めた訴訟の控訴審判決が9月30日、高松高裁で言い渡され、矢延正平裁判長は、一審・松山地裁の判決を不服とした愛媛県の控訴を棄却、再び100万円の支払いを命じた。

#### 配置換えは地域課長の権限

この訴訟の中心的な争点となった「配転」について、矢延裁判長は「配転先のポストは新設する緊急の必要があるとは認めがたいほか、被控訴人（仙波）の経歴ともほとんど無縁で、適任とは考え難く、あえて（告発会見直後という）この時期に、意に反してまでも行うことの必要性や合理性は見当たらない。職務上ないし人事上の必要性や合理性とは全く無関係に、告発記者会見に端を発してなされたというほかない」

としたうえ、配転の権限については「同一所属内の配置換えについては所属長が行うという実態ないし慣行があり、県警本部長の有する任命権のうち所属内の配置換えは所属長（この場合は課長）に包括的に委任されていた」とし、上司の地域課長の権限によるものとの判断を示した。

#### 配置換えの意図

さらに、どういう意図で配転が行われたかについては「捜査費等不正支出問題に対する県警側の組織的対応とは別の行動を取った被控訴人（仙波）に対する嫌がらせないし見せしめのためと推認され、明らかに社会通念上著しく妥当性を欠き、違法である」とした。

#### 勤勉手当の減額

高裁判決は、勤勉手当（ボーナス）が減額されたことについては、理由なく「注意処分相当」という低いレベルにとどめられ、説明を求めても何ら回答がなかったことなどを指摘、一審同様、違法とした。

#### 県警本部長の関与

しかし、一審・松山地裁判決が違法とした記者会見妨害行為については無理強いしたり、威圧したとは言えず、違法ではないとし、配転と勤勉手当の減額、および記者会見妨害行為の3つの争点について本部長の関与があったとした点についても「認めるに足る証拠はない」として覆し、拳銃没収（判決では「保管換え」と表記）については一審同様、上司の裁量に任せられるべきものとした。

以上の判断に立ち、矢延裁判長は「被控訴人の精神的苦痛は大きいというべきで慰謝料の額は100万円をくだらないと認めるのが相当。記者会見妨害行為が認められず、拳銃没収が違法ではなく、配置換えや勤勉手当減額を県警本部長が指示したとは認められないことによって左右されるものではない」とした。



#### 一審判決から大幅に後退

高裁判決は、画期的とされた一審・松山地裁判決から大きく後退した、という印象は否めないものとなった。

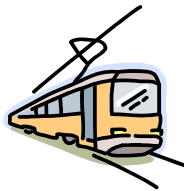
高裁、地裁判決は、同じように、配置換えの必要性、妥当性や記者会見直後という時期の発令に疑問を投げかけているが、配置換えの権限



やその意図については全く異なる判断を示している。

一審判決は「上司・課長の配置換えの権限は県警本部長の権限の一部を委任されたものと考えられることもできる。配転先の係新設は本部長権限に属することなどに照らせば、課長の権限にのみ基づいて行われたということは到底ありえないことで、県警本部長が関与したことを否定することはできない」と上司の課長権限ではなく、県警本部長の意向が「配転」に反映されているとして高裁判決と対立している。

また、配転の意図についても一審は「現職の警察官である原告（仙波）により行われた警察内部で裏金作りが行われていたことを内容とする記者会見直後になされたものであり、内部からの造反に対して、いわゆる報復として行われたと推認される」とし、「捜査費等不正支出問題に対する県警側の組織的対応とは別の行動を取った被控訴人（仙波）に対する嫌がらせ」という曖昧で、外見的な表現を用いた高裁判決と比べたとき、「組織の意思」或いは「組織の仙波に対する悪意」が強く描き出されているのが特徴だ。



どちらの判決に説得力があるか

現職警察官による不正の告発の重大性、警察組織に与えた衝撃の大きさなど、告発の背景事情を考えれば、どちらが説得力を持っているかは明らかだろう。

高裁判決は違法な「配転」の責任を一課長に転嫁、矮小化させた結果、その意図についても矮小化せざるを得なくなり、「嫌がらせ」という表現を用い、あたかも課長の個人的な意図であったかのような印象を与えている。

結論は人事委員会の裁決と同じだが

高裁判決の構造は、配転の取り消しを命じた愛媛県人事委員会の裁決によく似ているが、人事委員会裁決は、仙波の置かれた状況が極めて不当で、早急に救済を図らなければならないという事情があった。人事委員会裁決は、高裁判決同様に県警本部長の責任には言及せず、上司である課長の人事権の濫用として配転取り消しを決定している。県警本部長の責任に言及したとしても、配転取り消しという結果には影響しないわけで、その限りにおいて人事委員会の判断は正しかったといえる。本部長の関与を云々

することの意味がなかったのだ。

緊急の救済が求められる中で人事委員会は、仙波の告発が、内容はともかく、公益のためになされたことを認め、県警の対応の配慮のなさを指摘している。

高裁判決には、そういう配慮すら抜け落ちている。

高裁の立場は人事委員会とは異なる。結果が同じ、或いはそれ以下では何の意味もないだろう。

告発の背景への言及

一審は、「(記者会見で仙波が語った内容については)容易に否定できない」という認識を明確に示しているが、高裁判決は、告発の背景に横たわる裏金問題についての言及は全くない。

高裁判決が後退したという印象を与えた原因は、この一点に象徴されており、判断の前提となる事実認識と想像力の違いが、相当に大きいといわざるを得ない。



仙波さんの決意

弁護士 清水 勉

仙波敏郎さんと東玲治さんは高校同期生ですが、その当時はお互いに相手を知らなかったそうです。それが今回の仙波さんの裏金内部告発をきっかけとして東さんは意図せず仙波さんに急接近することになり、あっと言う間に仙波さんになくってはならない存在になりました。

仙波さんが内部告発をする前のことです。東さんは、仙波さんのことを心配する高校時代の友人から意見を求められ、「やると言うのなら、やらせればいいじゃないか」と、率直に自分の意見を言ったそうです。そのときの気持ちを東さんは『告発警官1000日の記録 ドキュメント仙波敏郎』（創風出版社）で次のように書いています。

「やらせればいい」というのは僕の正直な意見だ。僕もそうしてきた。それで39歳のとき、会社を辞めたが、そのことを1度も後悔していない。僕は、正直なところ、自分の言動によって何が起きるかを想像することができること、その結果がどうであれ、逃げ出さず、発言も撤回しないこと、それがある程度の年齢に達した

男には必要だと思ってきた。仙波もそうでなければならなかった。(31~32頁)

それから、東さんは仙波さんのことを心配する友人と県議に頼まれて、1度だけのつもりで仙波さんに会うことになりました。東さんは仙波さんに会うと間もなく、「仙波君、もうやると決めているんだろう」と、仙波さんの気持ちを見抜き、友人や県議の思いなどお構いなく、「やりゃあいいんだ」「やるんだったら、やり方を良く考えろよ」「オンブズと手を組むかマスコミと手を組むか。ふたつに1つだが、マスコミは最後のところでアテにならない」「逮捕される可能性もある」と言い、仙波さんに覚悟を求めました。

やったら最後、死ぬまで世間の注目を浴び続けるよ。あれが、仙波だと、ね。そうなると、うっかりうつむいて歩くことも出来ないんだぜ。うつむいていると、敵を喜ばせるだけだし、周囲は だから、やめときゃ良かったんだ と思うだろう。そんな風に思われるのは癪だろう。ある意味、重荷を背負い続けなければならないんだ。死ぬまでな。途中でやめられないし、妙な死に方も出来ない。それが、そういう生き方を選んだ人間の宿命だ。(36~37頁)

その5日後、仙波さんは、前代未聞の、現職警察官による実名の裏金内部告発を実行しました。直後から県警の仙波さんに対する猛攻撃が始まりました。東さんはそういう仙波さんと、食事や講演活動、裁判支援など淡々とつきあい続けました。仙波さんを美化し持ち上げることもなければ、仙波さんの上に立って引っ張ることもなく、自分の生き方として仙波さんに必要なことを言い、必要な行動をとっていたという印象です。

そして、国賠訴訟が確定した直後の急逝。まるで、「僕の出番はここまで、僕はもともと君の人生に登場するはずの人間じゃなかったんだ。後は自分でやれ」と言わんばかりの退場ぶりです。言葉と思考にメリハリのある東さんらしいと言えばそうなのですが。持病のことは以前から伺っていましたが、それにしてもこんなに急とは思いませんでした。やっていただきたいことがまだいろいろあったのに。



東さん。仙波さんのこれからの活動を見ててください。



- 「過失なし」が「過失8割」で解決 -

弁護士 清水 勉

昨年12月、都内の交差点でパトカーが普通乗用車と出会い頭で衝突。死亡者は出なかったが、乗用車の運転者(被害者)とパトカーの助手席に乗っていた警察官が受傷し、双方の車は大破。パトカーを運転していた警察官はすぐに車から降りてきて、衆人環視のなかで被害者に土下座して謝った。

信号は普通乗用車側が青、パトカー側が赤。パトカーはサイレンを鳴らし、ランプを点滅させていたが、見通しの悪い交差点で、被害者は交差点に入るまでパトカーの接近にまったく気づかなかった。パトカーはかなりのスピード(40~70キロ)で交差点に進入して来た。被害者がパトカーの存在に気づいた瞬間、激突!

不思議なことに、事故報道には、交差点の見通しも信号の色もパトカーのスピードも書いてないので、どちらに責任があるのかがわからなくなっていたが、被害者は当然、ひどい運転をした警察側が事故の責任を取ってくれるものと信じていた。

ところが、事故の翌日から様子がおかしくなった。事故対応の担当警察官が「こちらは緊急自動車だ。道交法でも特別扱いだ」と言い出した。緊急自動車の衝突事故では警察(行政)側は一切責任を負わないのだと言わんばかりである。そんなことはわかっている。それでも責任は突っ込んできたパトカー側にあるはずだ、というのが被害者側の言い分だ。

被害者は幾人かの弁護士に相談したが、「警察が相手では」と断われたあと、インターネットでいろいろ調べて私のところへ辿り着いた。

パトカーを運転していた警察官が被害者に土下座する、つまり全面的に自分の非を認めるような事故で警察(東京都)が全く責任



を負わないというのはおかしい。道路交通法 41 条は緊急自動車（パトカーだけでなく、救急車や消防車も含む）の特例を規定しているが、緊急自動車であっても左右の見通しがきかない交差点への進入時の徐行義務（42 条）は免除されない。警視庁職員交通事故防止対策規程の別記第 2・緊急自動車運転守則の 5 でも、「交差点を通過するときは、一時停止又は徐行を必ず行い周囲の安全を確認しよう。」となっている。警察の説明はほとんど嘘に近いごまかしだ。

被害者の言い分は「全面的にパトカーが悪い」だったが、警視庁側は過失割合を自分の方から言い出そうとしない。・・・交渉の末、結局、パトカーの過失 8 割ということで、一応の解決に辿り着いた。パトカーを運転していた警察官の事故直後の気持ちに近づいた解決になった。



## お 知 ら せ

### ■ シンポジウム

不正を隠し続ける警察に正義はあるか！？  
新聞・テレビが報道しない日本の警察

警察がDV被害者の保護要求を揉み消すだけでなく、加害者である夫を県警側の証人に仕立てて反撃するとしたら。警察は弱い者を守ってくれるところだと、ずっと信じてきた女性が体験した恐怖の実態。これも日本の警察の現実。

2008 年 11 月 22 日（土）午後 2 時～ 5 時  
鉄道弘済会館（東京都千代田区麹町 5 - 1）  
4 階会議室（梅）

共催：東京市民オンブズマン +  
群馬県警人権侵害国賠訴訟弁護団

内容（予定）

- 1 トーク  
「警察組織がDV被害者と敵対するとき」  
被害女性（群馬県民）× 代理人弁護士
- 2 講演 「愛媛県警国賠訴訟を語る」  
仙波 敏郎氏（愛媛県警警察官）
- 3 パネルディスカッション  
「不正を隠し続ける警察に正義はあるか！？」  
仙波 敏郎氏（愛媛県警警察官）  
被害女性（群馬県民）

弁護士（群馬県警人権侵害国賠訴訟弁護団）

### ■ 警察官に対する具体的な支援事件

< 窪内孝志さん >

▶ 懲戒免職行政不服申立事件 / 高知県人事委員会

9 月 11 日、県警側から窪内さんに対する反対尋問が終わり、次回結審のはずでした。が、人事委員会から県警に対して「窪内さんの処分比べて他の警察官らの処分が軽くなっているのはなぜか」という疑問が出され、次回期日までに県警が回答することになりました。

次回期日は 11 月 26 日（水）午後 2 時から。

< 仙波敏郎さん >

▶ 警乗手当請求訴訟 / 松山地裁

次回期日は 12 月 16 日（火）午前 10 時 15 分から、仙波さんに対する被告（県）側からの反対尋問を予定しています。

## カンパをありがとう

2008 年 4 月 1 日から 10 月 31 日現在までのカンパの延べ人数は 14 人、総額は 118,000 円でした。

警察ネット発足後から現在までのカンパ延べ人数は 180 人、総額 4,563,160 円となりました。ありがとうございました。

カンパの用途は、主に各地で開かれる市民集会や支援事件の弁護団の交通費・宿泊費などです。

これからもカンパをお願いします。

郵便局 00120 - 5 - 593264  
加入者名 明るい警察を実現する  
全国ネットワーク

賛助会員会費（6,000 円）のお振込の場合は、払込取扱票の通信欄に「会費として」とお書きください。カンパをお振込される場合は、「カンパとして」とお書きください。

発行 明るい警察を実現する全国ネットワーク  
代表 清水 勉 事務局長 片岡 壮起  
〒160-0003 東京都新宿区本塩町 1 2 番地  
四谷ニューマンション 309  
さくら通り法律事務所内  
TEL 03-3353-3399 FAX 03-5363-9856  
E-mail : police@ombudsman.jp